平成２１年（フ）第４７６号
埼玉県鶴ヶ島市大字鶴ヶ丘452番地５
債務者　藤田　光里
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第１１５号
沖縄県宜野湾市大山１丁目４番１―201号
コーポ名利瀬
債務者　佐伯久美子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月20日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２０年（フ）第４４１７号
札幌市白石区栄通19丁目11番40号　ハーベスト19Ａ―402号
債務者　野口　　税
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第６８４号
札幌市北区屯田５条２丁目10番１号
債務者　北川　敏彦
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３５６号
札幌市厚別区厚別西４条３丁目２番10―606号
債務者　久富　　豊
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６６７号
札幌市西区山の手２条７丁目１番１―105号
債務者　奥田　るみ（旧姓近井）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９８５号
札幌市南区定山渓温泉東２丁目134番地１
山渓苑社宅102
債務者　工藤　直美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４３号
札幌市中央区北18条西15丁目１番11号　ルミエール桑園201号
債務者　海老名潤弥
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１３６号
北海道江別市ゆめみ野南町13番地の７　コーポ風花201
債務者　渡邊　典子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４６０号
札幌市中央区南19条西14丁目１番20―503号
債務者　秋田谷友幸
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４７４号
北海道千歳市北陽３丁目５番１―308号
債務者　伴　佳寿美（旧姓村元）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４７６号
札幌市北区百合が原９丁目２番２号
債務者　奈良　美希（旧氏名奈良光枝）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４８１号
札幌市北区麻生町５丁目９番１―803号
債務者　土谷　幸聖
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４８２号
札幌市北区麻生町５丁目９番１―803号
債務者　土谷扶美子（旧姓桃井）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２４８３号
札幌市中央区北７条西14丁目28番地25　朝日プラザ北７条Ａ―1011号
債務者　藤本　久敏
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５０２号
札幌市南区澄川２条２丁目４番15号
債務者　菅原　　透
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２５１６号
北海道北広島市大曲緑ヶ丘５丁目５番地１
債務者　後藤　　優
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部